

別表第4(第13条関係)

第1
第1表

通信量記録										
都道府県別通信量										
										年度分
都道府県	同一単 位料金 区域内 通信回 数	同一中 継区域 内単位 料金区 域間通 信回数	加入者 交換機 接続通 信回数	中継交 換機接 続通信 回数 (加入 者交換 機を経 由する もの)	中継交 換機接 続通信 回数 (加入 者交換 機を経 由しな いもの)	同一単 位料金 区域内 通信回 数	同一中 継区域 内単位 料金区 域間通 信時間	加入者 交換機 接続通 信時間	中継交 換機接 続通信 時間 (加入 者交換 機を経 由する もの)	中継交 換機接 続通信 時間 (加入 者交換 機を経 由しな いもの)
	公衆電 話通信 時間	デジタ ル公衆 電話通 信時間								

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録すること。

2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話通信時間の欄及びデジタル公衆電話通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第2表

通信量記録							
単位料金区域別通信量等							
							年度分
単位料金区 域	同一単 位料金 区域内 通信回 数	同一中 継区域 内単位 料金区 域間通 信回数	加入者 交換機 接続通 信回数	中継交 換機接 続通信 回数 (加入者 交換機 を経由 するもの)	中継交 換機接 続通信 回数 (加入者 交換機 を経由 しないもの)	同一単 位料金 区域内 通信回 数	同一中 継区域 内単位 料金区 域間通 信時間

	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由しないもの)	公衆電話自動通話同一料金区域内通信回数	公衆電話自動通話同一料金区域内通信時間	デジタル公衆電話自動通話同一料金区域内通信回数	デジタル公衆電話自動通話同一料金区域内通信時間
	公衆電話通話時間	デジタル公衆電話通話時間	電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	自ユニット折返し比率	第一種公衆電話度数比率	

- 注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録することとし、公衆電話通話時間及びデジタル公衆電話通話時間は再掲として記録すること。
- 2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。
- 3 同一単位料金区域内通信回数の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表

通 信 量 記 録			年度分
項 目 名	数 値	単 位	
平均保留時間(電話)		秒	
平均保留時間(総合デジタル通信サービス)		秒	
1呼当たり信号数(電話)		信号／呼	
1呼当たり信号数(総合デジタル通信サービス)		信号／呼	

第2

第1表

回線数記録									年度末現在
都道府県別回線数									
都道府県	低速専用線二線式回線数	低速専用線四線式回線数	高速メタル専用線回線数	高速光専用線回線数	A T M データ伝送回線数	A T M 専用線一心式回線数	A T M 専用線二心式回線数	ワイヤレス固定電話回線数	

- 注1 低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。)であって二線式のものにつき記録することとし、低速専用線四線式回線数の欄には、低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線(専用役務の

うち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。)であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

2 ATMデータ伝送回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

第2表

回線数記録									
単位料金区域別回線数等									
単 料 区	位 金 域	年度末現在							
		住宅用加入電話回線数	事務用加入電話回線数	低速専用線回線数	高速専用線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数	第二種デジタル公衆電話回線数
		住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数	事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数	第二種総合デジタル通信サービス回線数	低速専用線加入者交換機折返し比率	高速専用線加入者交換機折返し比率	A T M データ伝送加入者交換機折返し比率	A T M 専用線加入者交換機折返し比率	

- 注1 住宅用加入電話回線数の欄には、契約約款において加入電話サービスと規定するサービスであって料金表において住宅用と規定するものにつき記録することとし、事務用加入電話回線数の欄には、契約約款において加入電話サービスと規定するサービスであって料金表において事務用と規定するものにつき記録すること。
- 2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてディジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてディジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記録すること。
- 3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。
- 4 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数及び事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数の欄には、契約約款において第一種総合ディジタル通信サービスと規定するサービスにつき記録することとし、第二種総合デジタル通信サービス回線数の欄には、契約約款において第二種総合ディジタル通信サービスと規定するサービスにつき記録すること。

第3表

回線数記録				
局別回線数				
年度末現在				
都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	局	ADSL地域IP回線数	光地域IP回線数

注 ADSL地域IP回線数の欄には第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

第4表

回線数記録			
緊急通報専用線接続方式局別回線数			
年度末現在			
警察機関回線数			
都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	局	専用回線回線数
消防機関回線数			
都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	局	専用回線回線数

第5表

回線数記録	
緊急通報総合デジタル通信サービス接続方式局別回線数	
年度末現在	
警察機関回線数	
都 道 府 県	総合デジタル通信サービス回線回線数
消防機関回線数	
都 道 府 県	総合デジタル通信サービス回線回線数
海上保安機関回線数	

都 道 府 県	総合デジタル通信サービス回線回線数

第6表

回線数記録 中継伝送専用機能に係る回線数			
年度末現在			
相互接続点の帰属 する中継交換機等 設置局	加入者交換機設 置局	接 続 事 業 者	回 線 数

注 中継伝送専用機能とは、加入者交換機と中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能をいう。

第7表

回線数記録 中継伝送共用機能に係る回線数		
年度末現在		
相互接続点の帰属する 中継交換機等設置局	接 続 事 業 者	回 線 数

注 中継伝送共用機能とは、加入者交換機と中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。)をいう。

第3

信号伝送機能の利用回数		
年度分		
項 目 名	数 値	単 位
1通信当たり信号数		信号／通信
総信号数		億信号